

貝塚市消防長告示第3号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第8号ハの規定に基づき、総合操作盤を設置しなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

令和8年1月23日

貝塚市消防長 上野 隆二

総合操作盤を設置しなければならない防火対象物を指定する件

規則第12条第1項第8号ハの規定に基づき、総合操作盤を設置しなければならない防火対象物として指定するものは、同号ハ（イ）から（ハ）までに掲げる防火対象物であって、次のいずれかに該当する防火対象物を除く防火対象物とする。

- （1）消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）令別表第1（5）項ロに掲げる防火対象物
- （2）小規模特定用途複合防火対象物（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。）のうち、令別表第1（1）項から（6）項まで及び（9）項イに掲げる用途に供する部分のみが存する防火対象物

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年1月23日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消防用設備等に係る総合操作盤の設置については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。